

令和 5 年度

建設事業主等に対する助成金のご案内

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）

本事業は、建設業における労働者の育成及び技能継承を図り、もって建設労働者の雇用の安定、ならびに能力の開発及び向上に資するため、建設事業主、建設事業主団体に対して、必要な助成を行うものである。

経費助成は 1 日 1 時間以上、賃金助成は 1 日 3 時間以上 ◆技能講習 ◇特別教育を受講し、助成（表 1）を受けるためには、受講後、2 カ月以内の申請が必要となります。

表 1 経費・賃金助成表			経費助成 (受講料・テキスト代)	賃金助成 (1 日あたり)
中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習等を受講させた場合、経費、賃金の一部を助成	20 人以下の中小建設業の場合		75%	8,550 円 (9,405 円)
	21 人以上の 中小建設業	受講者が 35 歳未満	70%	7,600 円 (8,360 円)
		受講者が 35 歳以上	45%	
中小以外の建設業の場合、支給対象は女性建設労働者のみ *経費助成のみの支給となります。			60%	() 建設キャリアアップ システム技能者情報登録者 10%UP

※ 3 時間未満の講習については、**経費助成のみ** 支給申請できます。

◆技能講習〔労働安全衛生法第 76 条別表 第 18〕

講 習 名	学 科 (時間)	実 技 (時間)
5 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	18.5・4	0
8 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	14・4	0
9 足場の組立て等作業主任者技能講習	14・4	0
10 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	12・6・4	0
12 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	14・4	0
17 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	14・9.5・4	0
20 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	12	0
23 石綿作業主任者技能講習	11	0
31 車両系建設機械（整地・運搬・積込用、掘削用）運転技能講習	14・10	6
32 車両系建設機械（解体用）運転技能講習	4	3
34 不整地運搬車（1 t 以上）運転技能講習	12・8	5
35 高所作業車（10m 以上）運転技能講習	12・9・7	7
36 玉掛け技能講習	12・9	6

◇特別教育〔労働安全衛生規則 第 36 条〕

講 習 名	学 科 (時間)	実 技 (時間)
第 1 号 自由研削といし	4	2
第 9 号 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込用・掘削用）の運転	7	6
第 10 号 ローラーの運転特別教育	6	4
第 26 号 第二種酸素欠乏危険場所における作業に係る業務	5.5	0
第 37 号 石綿使用建築物等解体等業務特別教育	4.5	0
第 39 号 足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育	6	0
第 40 号 ロープ高所作業に係る業務	4	3
第 41 号 フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	4.5	1.5

◆ 助成金支給の対象 次のいずれにも該当する中小建設事業主（※1）

- 1) 受講者は雇用保険被保険者であること。
- （★一人親方、同居の親族のみを使用して建設事業を行っているものは支給対象となりません。）
- 2) 建設の事業としての雇用保険料率が 18.5/1,000 の適用がされていることが必要。
- （※1 中小建設事業主・・・資本金若しくは出資総額3億円以下又は常用労働者数300人以下の建設事業主をいいます。）

◆ 助成金の 支給要件 次のいずれにも該当すること。

経費助成・賃金助成 共通	所定受講時間内に受講させ、所定労働時間労働した時の <u>通常の賃金額以上の賃金</u> を払った場合。時間外は <u>所定の割増賃金を支払った場合</u> 。 休日に受講させた場合は、振替休日を与えるか、 <u>所定の割増賃金を支払った場合</u> 。
経費助成	1日の実習時間が1時間以上であること。 <u>事業主負担で受講させること</u> 。
賃金助成	「経費助成」の要件を満たす実習を1日3時間以上受講させること。

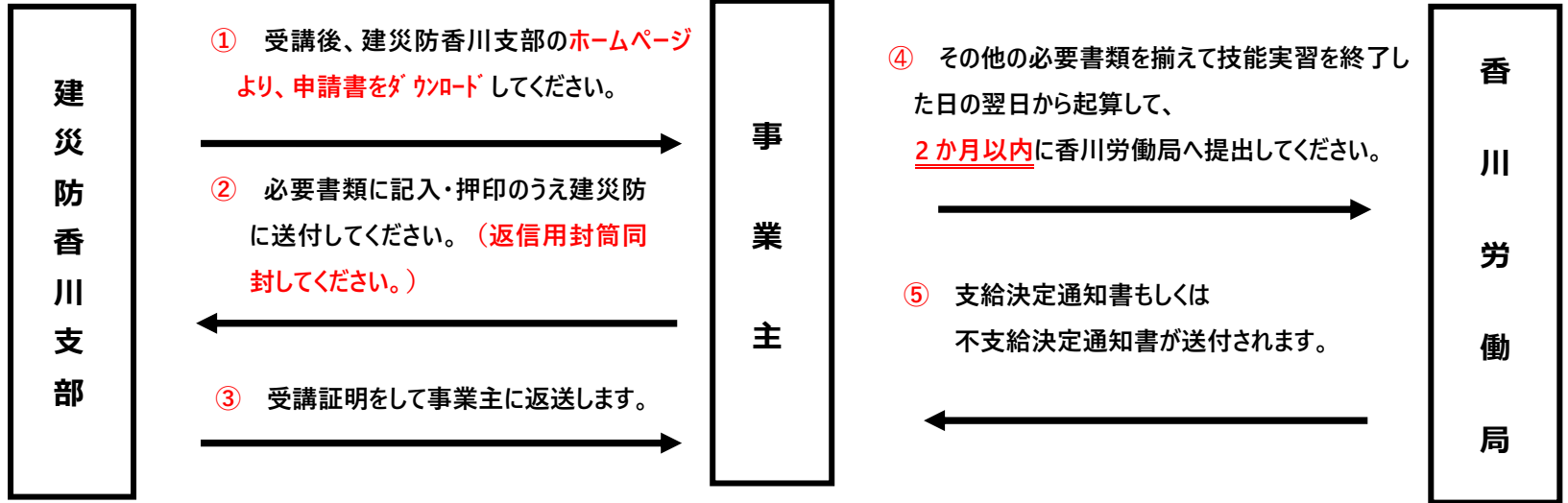
◆ 賃金の支払いが必要です

・業務命令により労働者に訓練等を受講させることは、労働者を労働に従事させたこととなり、労働の対価として、賃金の支払いが必要となります。本助成金の申請にあたり、賃金台帳等により賃金の支払いが確認できない場合は助成を行うことができませんので、ご注意ください。

◆ 助成金の 不支給要件 次のいずれかに該当する事業主は助成金の支給ができません。

- (1)不正受給(※2)をしてから5年以内に申請をした事業主等
または、申請後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主等
（※2 不正受給・・・偽りその他の不正行為により本来受けることのできない給付金を受け、または受けようとするをいいます。）
- (2)支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料を滞納している事業主等
- (3)過去1年間に、労働関係法令違反により送検処分を受けている事業主等
- (4)風俗営業等関係事業主等
- (5)暴力団関係事業主等
- (6)事業主又は事業主の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体に属している場合
- (7)支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主等
- (8)助成金の不正支給が発覚した場合の公表について同意していない事業主等

◆ 申請方法



人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））支給申請チェックリスト

（※技能実習を終了した日の翌日から起算して2ヶ月以内に申請してください。）

★印の書類は建災防香川支部へ送付（返信用封筒同封）してください。受講証明をして返送しますので、
他の書類と一緒に 香川労働局 助成金センター へ提出してください。

●申請書類

1	☐	★人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費・賃金助成））支給申請書 【建技様式第3号】	コピー送付
2	☐	★受講者名簿及び人材開発支援助成金 支給申請内訳書 【建技様式第3号 別紙1】	原本送付
3	☐	支給要件確認申立書 【共通要領 様式第1号・別紙】	
*	☐	支払方法・受取人住所届 *初回申請のみ必要 初回 ・ 変更希望 ・ 登録あり	

●添付書類

4	☐	労働保険料概算・増加概算・確定保険料申告書（写）又は労働保険料等納入通知書（写）〈 労働保険番号全て 〉	
5	☐	中小建設事業主又は建設事業主であることを確認できる書類 （例：建設業許可番号が記載された書類、定款、資本及び労働者数を記載した書類、事業内容を記載した書類等）	
6	☐	就業規則（写）、雇用契約書（写）、休日カレンダー等 受講者の所定労働日・時間がわかる書類（写）	
7	☐	賃金台帳（写）〈 訓練日が含まれる賃金対象月分 〉	
8	☐	出勤簿（写）、タイムカード（写）等の訓練期間中の出席状況を確認するための書類 〈 上記賃金台帳対応分 〉	
9	☐	時間外手当、割増賃金等支払い証明書 兼 休日（出勤扱・振替）証明書【建技様式第3号別紙4】	
10	☐	各所要費用の領収書（写）	
11	☐	実施日ごとの科目時間数がわかるカリキュラム	
12	☐	技能実習を登録教習機関等に委託して実施した場合は、★技能実習委託契約書（建技別様式第3号）（写） 若しくは受講申込書（訓練名称・期間・委託費・受講料等が明記されたもの）（写）	委託契約書 は原本2枚 送付

●その他労働局長が必要と認めるもの

13	☐	修了証（写）〈 受講した事実のわかる修了証・証明書・カード等 〉	
----	--------------------------	----------------------------------	--

●以下に該当する場合のみ必要な書類

14	☐	賃金助成の場合で建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合には、建設キャリアアップシステムから出力される技能者情報に係る書面、建設キャリアアップカードの写し等、登録を証する書面または、登録申請書の写し等、申請中であることを証する書面など	
15	☐	技能実習の開始日時点で企業全体の雇用する雇用保険被保険者数が20人以下かつ、技能実習を実施した事業所以外に雇用保険適用事業所を有する場合には事業所確認票 【建技様式第3号別紙3】	

☆ 経費助成のみの申請についても賃金台帳などにより、賃金の支払いを確認します。

☆ 助成金の申請書類は建災防香川支部のホームページをご覧ください。

★賃金向上助成・資格等手当助成…… 条件を満たした場合の割増助成です。

経費・賃金助成の支給決定を受けている	雇用保険被保険者数 20 人以下 (企業全体、技能実習開始日時点)	雇用保険被保険者数 21 人以上 (企業全体、技能実習開始日時点)
支給対象費用の 3/20	2,000 円/1 日	1,750 円/1 日

【支給要件】・対象コースの支給決定を受けていること。・賃金要件または資格等手当要件を満たすこと。

賃 金 要 件：算定対象となる全ての建設労働者の毎月決まって支払われる賃金を、訓練修了日の翌日から起算して1年以内に5%以上増加させ、建設労働者に支払っていること。

資格等手当要件：資格等手当の支払について就業規則等に規定し、訓練修了日の翌日から起算して1年以内に全ての算定対象となる建設労働者に対して実際に当該手当を支払い、賃金を3%以上増加させていること。

賃金が5%以上または3%以上増加していることについては、
改訂後3ヵ月間の賃金総額と改訂前3ヵ月間の賃金総額を比較し、算定対象となる全ての建設労働者の賃金が5%以上または3%以上増加していることにより判断します。

***算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。**

☆ご相談・申請は、香川労働局へお願いします。※2022.7.19 より移転しています。

香川県下 全域	開庁日・時間	申請書類 送付先住所・お問い合わせ先
香川労働局 職業対策課 助成金センター	土日祝日及び 年末年始を除く 平日 8：30～17：15	〒760-0019 高松市サンポート 2-1 高松シンボルタワー タワー棟 12 階 電話：087-823-0505

建設業労働災害防止協会香川支部

<https://kensaibou-kagawa.jp>(建災防香川で検索してください)

〒760-0026 高松市磨屋町 6 番地 4 香川県建設会館 3 階

電話 (087) 821-5243 FAX (087) 821-5229